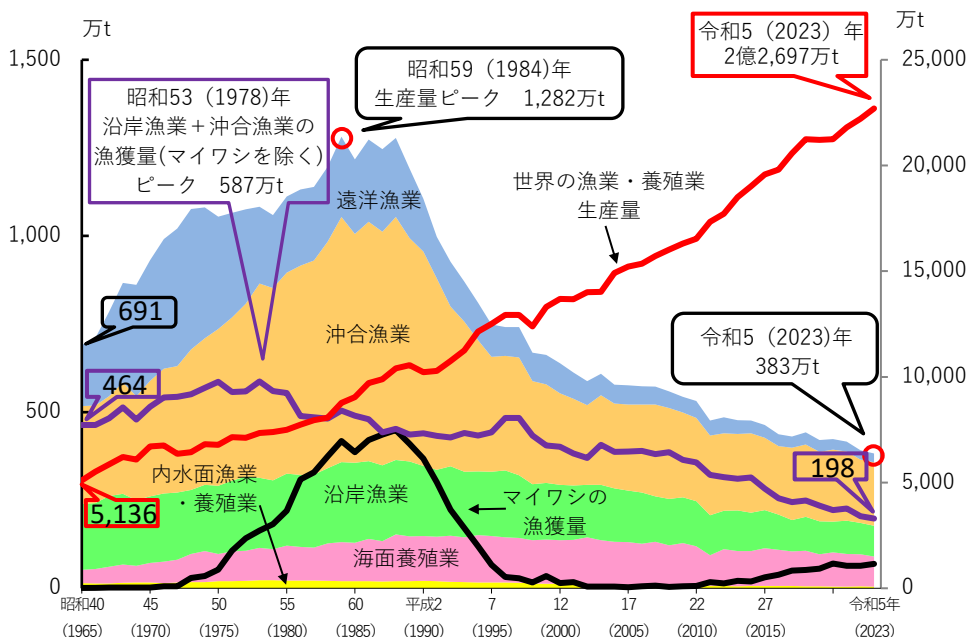


- 我が国の漁業・養殖業の生産量は、令和5年において383万トン(ピーク時(昭和59年)の約3分の1)。
- また、近年1兆6,000億円程度で推移していた漁業・養殖業の生産額は、コロナ禍等により減少したが、令和5年には1兆6,853億円に回復。

○漁業・養殖業の生産量の推移

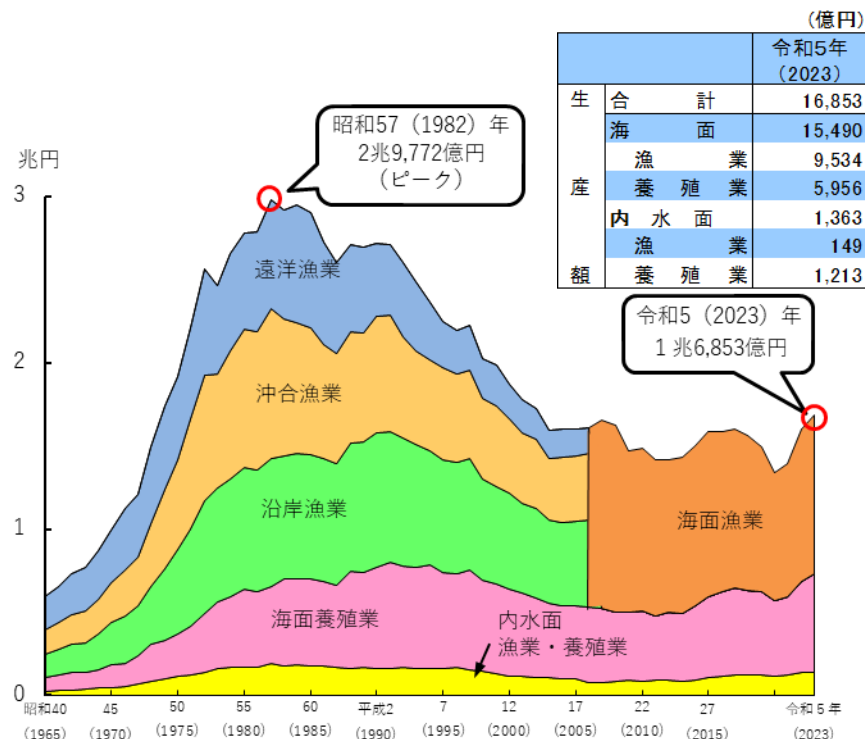
* 世界の漁業・養殖業は右軸、他は全て左軸



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)、FAO「Fishstat(Global capture production、Global aquaculture production)」(日本以外)

注：漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19 (2007) 年から漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19 (2007) ~22 (2010) 年までの数値は推計値であり、平成23 (2011) 年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

○漁業・養殖業の生産額の推移



		令和5年 (2023)
生産額	合計	16,853
	海面	15,490
	漁業	9,534
	養殖業	5,956
	内水面	1,363
漁業	漁業	149
	養殖業	1,213

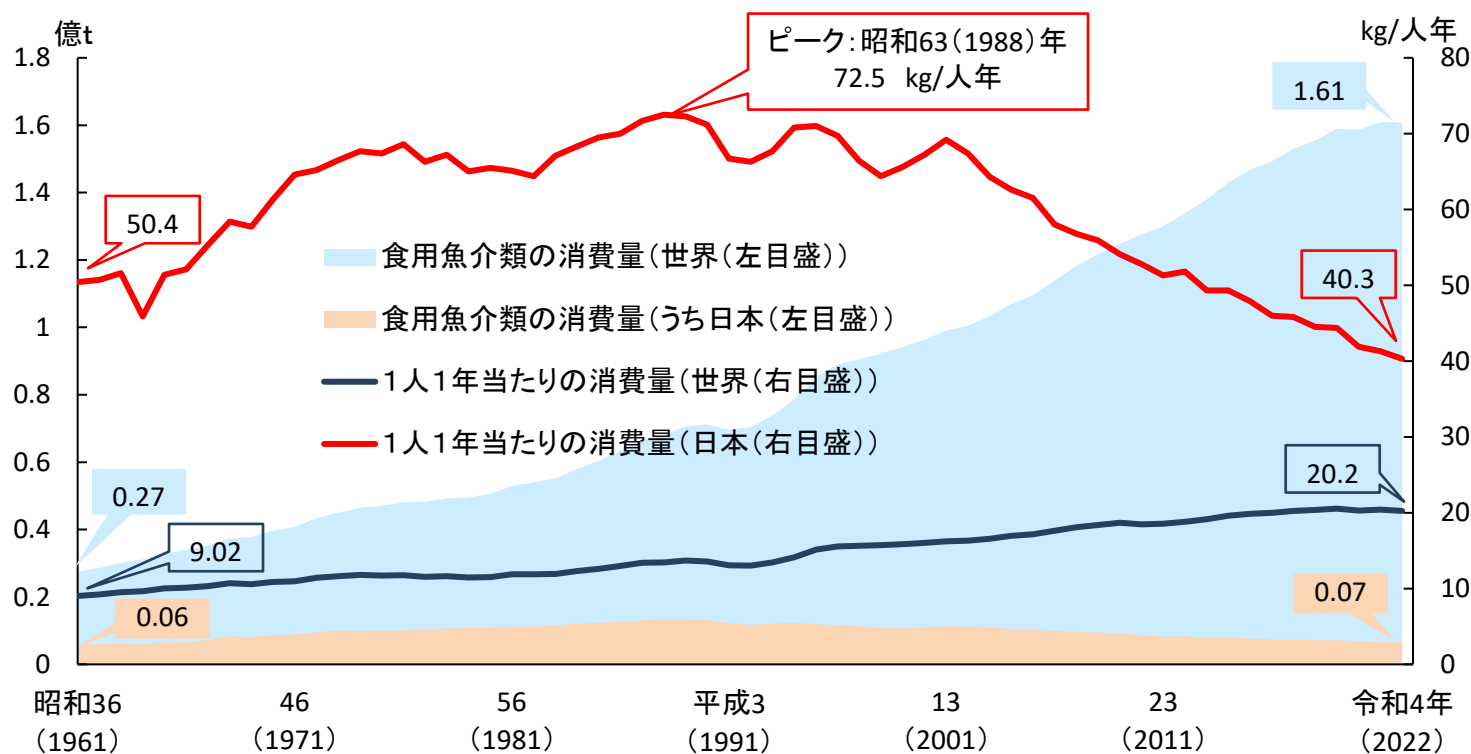
資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：1) 漁業生産額は、漁業産出額(漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等を乗じて推計したもの)に種苗の生産額を加算したもの。

2) 海面漁業の部門別産出額については、平成19 (2007) 年からとりまとめを廃止した。

○ 世界の水産物需要は、人口増加や新興国・途上国の経済発展を背景とした魚等たんばく質を多く含む食品の摂取増、健康志向の高まり等により増大。世界の1人1年当たり魚介類の消費量は過去半世紀で2倍に増加。日本では近年減少傾向。

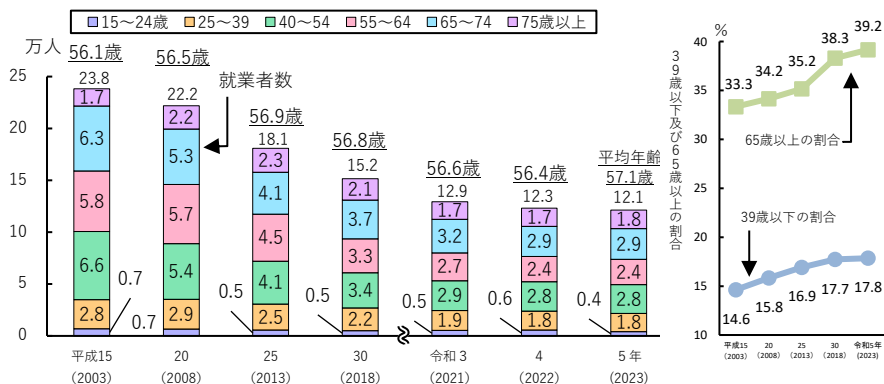
○世界と日本の魚介類消費量の推移(粗食料ベース)



資料: FAO「Food Balance Sheets」(日本以外の国)及び農林水産省「食料需給表」(日本)に基づき水産庁で作成
注: 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量

- 令和5年の漁業就業者数は12.1万人で減少傾向。
- 新規漁業就業者数は、近年2千人前後で推移していたが、令和5年は1,733人。
- 沿岸漁船漁業を営む個人経営体の漁労所得はほぼ横ばい。海面養殖業を営む個人経営体の漁労所得は変動が大きい。

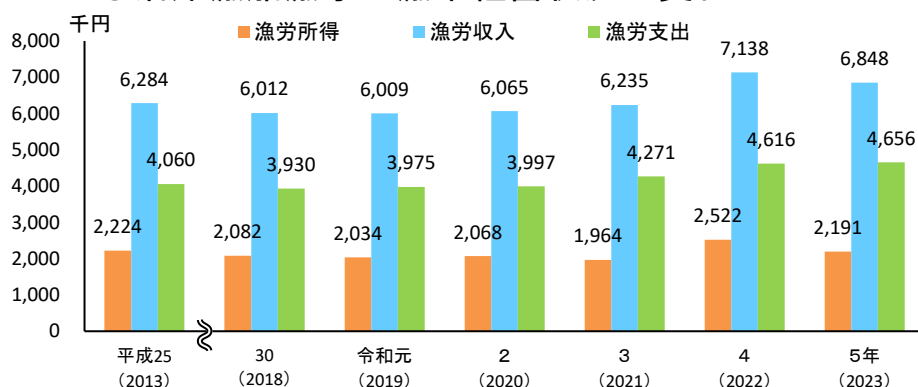
○漁業就業者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」(平成25(2013)年以前、30(2018)及び令和5(2023)年)及び「漁業構造動態調査」(令和3(2021)及び4(2022)年)

- 注：1)「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。
2)平成20(2008)年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、平成15(2003)年とは連続しない。

○沿岸漁船漁家の漁業経営状況の変化



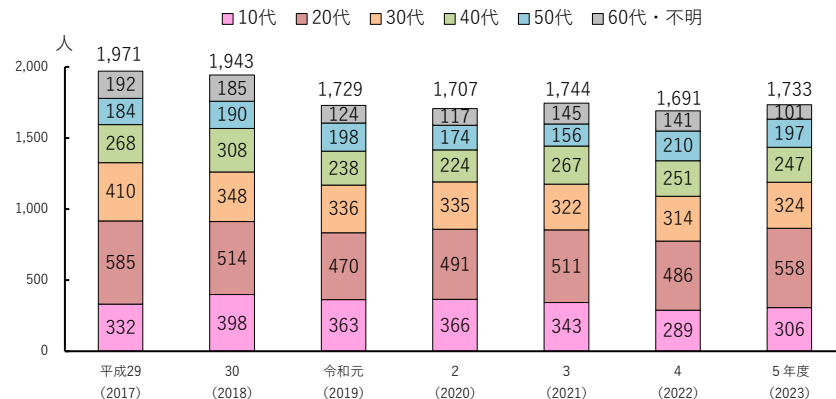
資料：農林水産省「漁業経営調査報告」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成

注：1)沿岸漁船漁家は船外機付漁船及び10トン未満の動力漁船を使用した漁業を営む個人経営体、海面養殖漁家は海面養殖業を営む個人経営体。

2)漁労収入には制度受取金を含む。

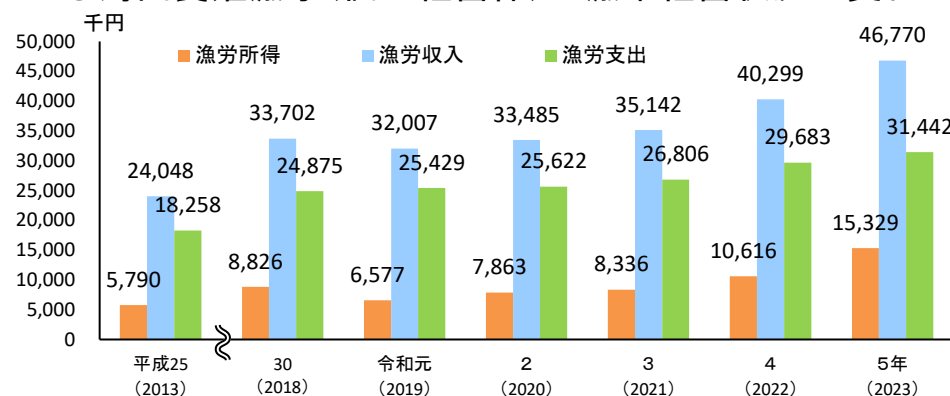
3)令和2(2020)年以前の調査の漁船漁業については、東日本大震災により漁業が行えなかったこと等から、福島県の経営体を除く結果である。平成30(2019)年調査以降の海面養殖業については、調査体系の見直しのため、ワカメ類養殖と真珠養殖が外れた。

○新規漁業就業者数の推移



資料：都道府県が実施している新規就業者に関する調査から水産庁で推計

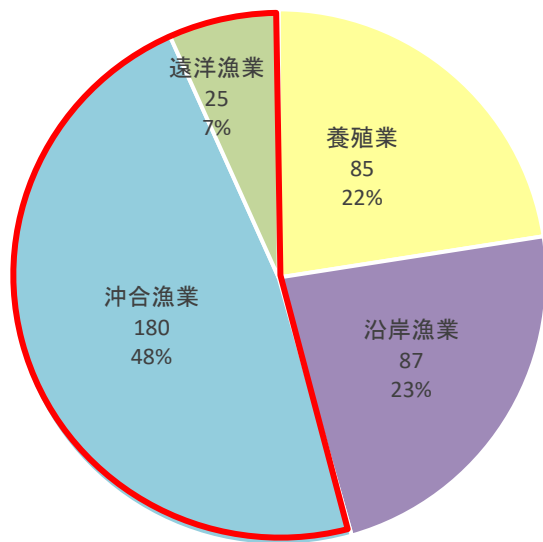
○海面養殖漁家(個人経営体)の漁業経営状況の変化



- 遠洋・沖合漁業は、日本の漁業・養殖業生産量の約半分を占めている。
- 生産性向上や意欲ある若者の就業の更なる促進に向け、現行の漁業許可制度の下での漁船の大型化による操業の効率化や安全性の向上、居住環境の改善等を図る取組が行われている。

○遠洋、沖合漁業の漁獲量

漁業・養殖業生産量(海面)
378万トン(2023年)



資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

○操業の効率化及び安全性の向上等の事例

操業の効率化

- 遠洋かつお一本釣り漁船(静岡県)

実施主体:日本かつお・まぐろ漁業協同組合

概要:

- ・ 燃油価格の高止まり、魚価の低迷、かつおの不漁等を契機として、平成27年から取組を開始。
- ・ もうかる漁業創設支援事業を活用し、漁獲能力を向上させない前提の下で、漁船総トン数を499トンから599トンに増加。
- ・ 省エネ設備の導入や魚倉容積・燃油積込量の増大により長期航海が可能になり、操業が効率化。また、機械室を拡大したことにより、作業スペースが増大し、これに伴いメンテナンス作業が低減。



機能・安全性の向上

- 沖合底びき網漁船(宮城県)

実施主体:宮城県沖合底びき網漁業協同組合

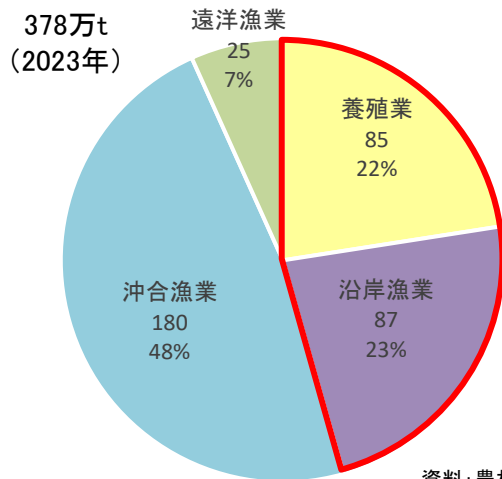
概要:

- ・ 東日本大震災を契機として、平成29年から取組を開始。
- ・ がんばる漁業復興支援事業を活用し、漁獲能力を向上させない前提の下で、漁船総トン数を75トンから105トンに増加。
- ・ 冷海水装置、海水滅菌装置を設置したことにより、漁獲物の鮮度保持機能が向上。また、船体の大型化により復原性が向上し、波除板の設置により甲板作業時の安全性を確保。



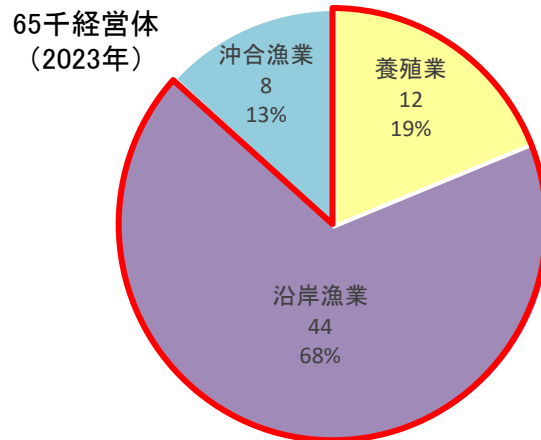
- 養殖業、沿岸漁業は、我が国の漁業・養殖業生産量のうち46%を占めるほか、経営体数では全体の約9割を占めている。
- 漁場は重複的に利用されており、季節によっても漁業権の状況は異なる。水域を有効かつ効率的に活用するためには、計画的に漁業権を設定していくことが必要。

生産量



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

経営体数



資料：農林水産省「漁業センサス2023」

注：「遠洋」は77経営体(0.1%)

- 注：1) 内水面漁業・養殖業を除く。
 2) 遠洋・近海いか釣り、小型捕鯨、潜水器漁業を除く。
 3) 「遠洋漁業」には、遠洋底びき網、以西底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろ)、まぐろはえ縄(遠洋)、かつお一本釣り(遠洋)が含まれる。
 4) 「沖合漁業」には、沖合底びき網、小型底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろを除く)、中・小型まき網、さけ・ます流し網、かじき等流し網、さんま棒受網、まぐろはえ縄(近海、沿岸)、かつお一本釣り(近海、沿岸)、いか釣り(沿岸)が含まれる。
 5) 「沿岸漁業」には、船びき網、その他の刺網、定置網、その他の網、その他のはえ縄、ひき縄釣り、その他の釣り、採貝・採藻、その他の漁業が含まれる。

操業(6月)イメージ



※共同漁業権区域内では、漁業権に基づく漁業の他、漁業許可に基づく漁業なども重複して営まれている。

出典：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター <http://www.ryoushi.jp/>
を元に水産庁で編集

- 漁協は、漁場の利用調整、組合員の漁獲物等の加工・販売、営漁指導、漁業自営事業等を実施。
- 水産政策の改革の方向性に合わせて、平成30年12月に水産業協同組合法を改正し、漁協の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、販売の専門能力を有する理事の登用、公認会計士監査の導入等の制度見直しを行った。

漁協数・組合員数の推移

令和5年度末時点で漁協数852組合、組合員数約24.4万人

	S55年度	H元年度	H20年度	R4年度	R5年度
沿海地区漁協数	2,174	2,136	1,094	864	852

出典：水産庁「水産業協同組合年次報告」

	S55年度	H元年度	H20年度	R4年度	R5年度
組合員数	578,722	540,668	370,253	250,311	243,758
(1組合当たり)	268.5	256.4	345.1	298.3	292.6
うち正組合員	411,841	362,294	208,023	109,219	105,388
(1組合当たり)	191.1	171.8	193.9	130.2	126.5
うち准組合員	166,881	178,374	162,230	141,092	138,370
(1組合当たり)	77.4	84.6	151.2	168.2	166.1

出典：水産庁「水産業協同組合統計表」

漁協の主な部門別事業損益の推移
[沿海地区漁協、1組合当たり]

(単位：百万円)

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業自営	共済
元	11.5	0.3	2.0	▲ 4.6	▲ 18.4	18.9	▲ 1.3
2	6.1	1.4	2.2	▲ 3.8	▲ 10.6	14.7	▲ 3.1
3	10.5	1.1	3.0	▲ 3.6	▲ 14.3	24.0	▲ 3.1
4	18.7	0.4	3.1	▲ 3.2	▲ 16.3	40.5	▲ 3.1
5	16.2	▲ 1.1	2.1	▲ 3.6	▲ 19.5	27.0	▲ 3.7

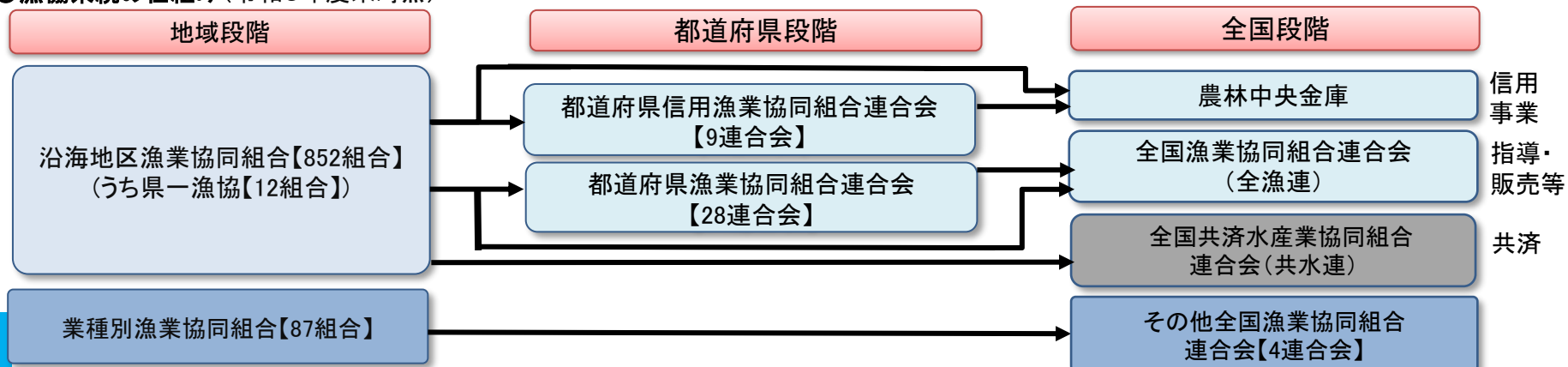
注1：事業別実施組合数(R5年度、沿海地区漁協852組合)

販売720漁協、購買765漁協、指導841漁協、製氷・冷凍542漁協、信用72漁協、漁業自営194漁協、共済601漁協

注2：1組合当たりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。

出典：水産庁「水産業協同組合統計表」、「水産業協同組合年次報告」

○漁協システムの仕組み(令和5年度末時点)



- 漁業権については、法律で一律に優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業者に優先して免許する制度とした。共同漁業権は、引き続き、漁協等に免許する。
- これにより、意欲的に取り組んでいる漁業者については、継続して漁場利用を可能とするとともに、新たに利用可能な漁場については、新規漁業者の参入が可能となる。
- 制度の適切な運用が行われるよう、令和2年6月30日付けで、「海面利用制度等に関するガイドライン」を作成し、都道府県に通知。

	H30漁業法改正前	H30漁業法改正後
共同漁業権	漁協(管理)	漁協(管理)
定置漁業権	漁業者 ①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 以下14位まで法定。	漁業者 漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許
区画漁業権	(真珠養殖業) 漁業者 ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定。 (真珠養殖業以外) ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定。	漁業者 又は 漁協(管理)
特定区画漁業権 〔漁業者間の調整が必要な5養殖業を法定〕	漁協(管理)・漁業者 ①地元漁協(自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限る。) ②地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ③地元漁民の7人以上で構成される法人 以下39位まで法定。	漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許

※「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。

○ 水産政策の改革を進める中、海洋環境の変化や持続的な社会への関心の高まり等の情勢の変化を踏まえて、2022年3月に閣議決定された新たな水産基本計画に基づき、①海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施、②増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、③地域を支える漁村の活性化の推進の三本の柱を中心に施策を展開。

海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

●水産資源管理の着実な実施

- ・ロードマップに沿った着実な実行（I Q 導入等）

●海洋環境の変化への対応

- ・海洋環境の変化を把握し、資源評価に適切に反映できる調査体制を充実
- ・さけ・ますふ化放流事業の改善等
- ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等

増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

●漁船漁業の構造改革

- ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等

●養殖業の成長産業化

- ・大規模沖合養殖システムの推進

●輸出拡大

- ・輸出目標の達成

●人材育成

- ・デジタル人材の確保・育成

●経営安定対策

地域を支える漁村の活性化の推進

●漁業の振興に向けた漁協の連携

強化、海業を含めた漁港の再編・拡充を通じた漁村の活性化

- ・市場機能の集約や漁協の事業連携などによる水産業の生産性向上、付加価値向上等による漁業の振興
- ・海業(うみぎょう)など漁業以外の産業の取り込みによる漁村の活性化

●各種施策の展開

- ・水産バリューチェーンの構築、IUU漁業対策など加工・流通・消費施策の展開
- ・藻場・干潟の保全など多面的機能の発揮、漁場環境の保全等
- ・防災・減災、国土強靱化

水産物の自給率目標

・資源管理ロードマップ（444万トン）、養殖業成長産業化総合戦略、輸出目標（1.2兆円）を踏まえ、自給率の目標を、**食用魚介類で94%、魚介類全体で76%、海藻類で72%**と設定

	令和元年度	令和2年度 (概算値)	令和14年度 (目標値)
食用魚介類	55	57	94
魚介類全体	53	55	76
海藻類	65	70	72

○ 令和2年9月、水産庁は、令和5年度までの当面の目標と具体的な工程を示したロードマップを策定し、数量管理を基本とする改正漁業法に基づく資源管理を推進してきた。その結果、令和5年度末までで以下の成果を得るなど、一定の基盤が概ね整ってきた。

- ① 資源評価対象種を192種まで拡大

② 500市場以上で産地水揚げ情報の電子収集体制を構築
- ③ 漁獲量ベースで65%をTAC管理

④ 大臣許可漁業の11漁法・資源でIQ管理を導入
- ⑤ 全ての資源管理計画を資源管理協定に移行

○ 一方で、同時に、今後、解決を要する様々な課題も浮かび上がってきたところであり、こうした状況等を踏まえ、令和6年3月、令和6年度からは、資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、令和12年度に漁獲量を444万トンまで回復させることを目指すための新たなロードマップを策定・公表した。

資源管理の推進のための新たなロードマップ

令和6年度

令和7年度

令和8年度

令和9年度

令和10年度

令和11年度

令和12年度

資源調査・評価の高度化	① 資源調査	● 海洋環境の変化が資源に及ぼす影響を踏まえ、資源評価の高度化及び精度向上に資する資源調査の強化を図る。 重要な生物情報、海洋環境データ等の収集を重点的に実施。外国漁船の漁獲情報等の収集を推進 ICT調査機器や画像解析装置を導入・活用 漁業者の知見を活用するための漁船活用型調査を推進 調査船のICT化・AIを活用した調査機器等の新しい技術の導入を推進 新たな種・海域へ拡大
	② 資源評価	● 192種の資源評価対象種について、進捗段階※に応じて、より高度な資源評価の段階への移行を図る。 ※ 1. MSYベース、2. 資源量指標値による評価、3. その他 MSYベースの資源評価対象資源 R5：38資源 R12：45資源程度 ● MSYベースの資源評価対象資源について、データ解析手法等を高度化し、資源評価の精度向上を図る。 国内外の外部有識者によるピアレビューを実施 ピアレビューの指摘を踏まえ、解析手法の改善や新たな資源評価モデルの導入等を実施 ● 最新（当該年）のデータを用いたタイムリーな資源評価を可能なものから順次実施

海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価を着実に推進

海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価を着実に推進

資源管理の推進によって、444万トン
を目標に漁獲量を回復させる。

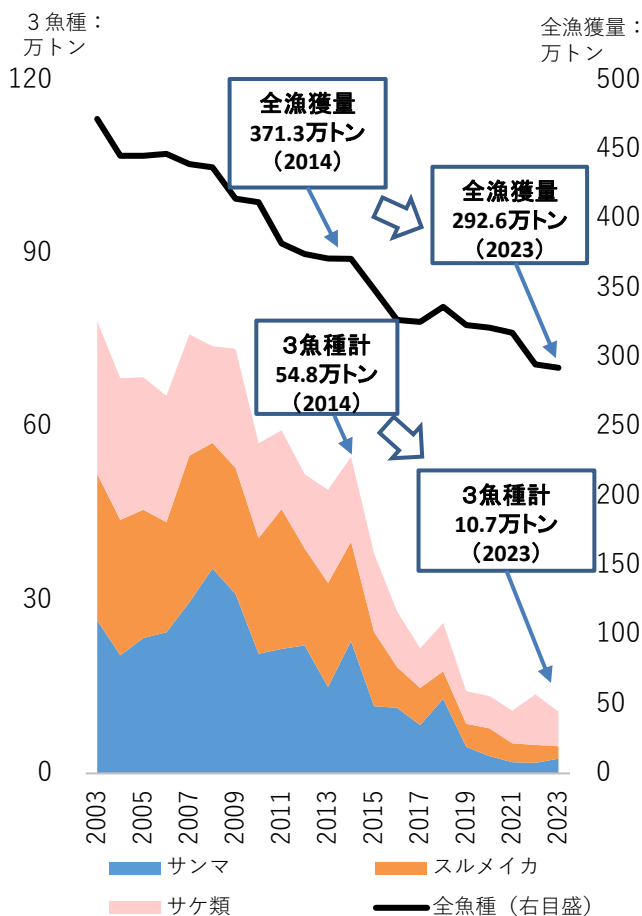
令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度



資源管理の推進によって、444万トンを目標に漁獲量を回復させる。

- 日本近海の海水温は、100年間で1.33℃上昇しており、これに伴う海洋生物の分布域の変化等により、サンマ、サケ、スルメイカの不漁が深刻化する一方、ブリのように分布が北方にシフトする魚種もあるなど、漁場環境を取り巻く状況は大きく変化してきている。
- 水産庁は、令和5年3～5月に「海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会」を開催、6月に取りまとめを公表し、漁法・魚種の複合化等の実証的取組を支援するなど、海洋環境の変化に対応した持続的な経営体の育成・構築を目指していくこととしている。

我が国漁獲量・3魚種漁獲量の推移



資料：漁業・養殖業生産統計

検討会取りまとめ（対応の方向性）

1. 資源調査・評価の充実・高度化

- ① 資源評価等に関する米国等関係国との情報交換の促進
- ② データ収集のための新たな機器の活用や漁船活用型調査の実施等調査手段の充実
- ③ 水産資源に関する情報収集の強化、藻場・干潟の調査推進など調査・評価内容の充実
- ④ 漁業者への科学的情報の迅速な伝達と、情報の丁寧な聞き取りなど対話の促進

2. 漁法や漁獲対象魚種の複合化・転換

- ① 漁法・魚種の追加・転換、サケに依拠する定置の操業転換、養殖業との兼業化・転換などの推進
- ② 大臣許可漁業のI Qの運用方法など複合化等に向けた制度面の対応の検討
- ③ 収益性の実証や、スマート技術の活用促進など経営形態の変更を後押しする取組の推進

3. 養殖業との兼業化・転換

- ① 魚粉の国産化や低魚粉飼料の開発等の飼料対策
- ② 人工種苗の普及推進等の種苗の確保
- ③ ニーズやコストを踏まえた兼業先・転換先の選択
- ④ 既存の養殖業の生産性向上
- ⑤ 養殖業の輸出・国内流通対策

4. 魚種の変更・拡大に対応し得る加工・流通

- ① スマート技術による流通の効率化や、資源状況の良い魚種への加工原材料の転換等の推進
- ② 水産エコラベル等の取組の推進やニーズに対応した新たな魚種も含めた輸出対策の強化
- ③ 資源管理や環境に配慮した漁業への消費者理解の増進

5. 経営体の確保・育成とそれを支える人材・漁協

- ① 複合化等に取り組む漁業者をサポートする体制や仕組みの整備
- ② 必要な知識・技能の習得促進等による人材の確保・育成
- ③ 複合化等をサポートする漁協の体制の強化・充実

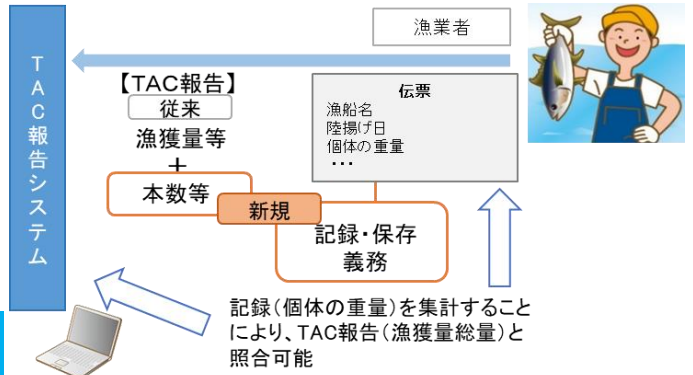
- 太平洋クロマグロは、2010年頃に資源量が歴史的最低水準となったことから、国際的に厳格な漁獲可能量(TAC)による資源管理が行われた結果、資源が回復途上にある。このような中で、今般、TAC報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生し、管理の強化が急務。
- このため、個体の経済的価値が高い太平洋クロマグロの大型魚(30 kg以上)について、TAC報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け、罰則の新設等を措置。(令和6年6月26日公布、令和8年4月1日施行)

漁業法の一部改正

<具体的な措置>

- ① 特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があるものとして省令で定める水産資源(特別管理特定水産資源。太平洋くろまぐろを指定)について、以下の事項を措置
 - ・ TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加。
 - ・ TAC報告を行う際に使っている情報(船舶等の名称、個体の重量等)の記録の保存を義務付け。
 - ・ TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑の引上げとともに、法人重科の新設。
 - ・ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時の停泊命令を可能とする。
 - ② 衛星船位測定送信機(VMS)の設置等の命令に違反した場合の罰則【6月以下の懲役、30万円以下の罰金】を新設。
- ※ この規定のみ公布の日から20日後(令和6年7月16日施行)

OTAC報告・記録義務のイメージ



水産流通適正化法の一部改正

<具体的な措置>

- ① 漁業法の特別管理特定水産資源等を「特定第一種第二号水産動植物」と定義し、以下の事項等を義務付ける。
 - ・ 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の情報伝達(※)
 - ・ 取引記録の作成・保存
 - ・ 輸出時の適法漁獲等証明書の添付

※ 情報伝達は、タグやQRコードの活用による方法も可能とする。
- ② 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則【50万円以下の罰金】を新設。
- ③ 農水大臣が指定する民間機関(指定交付機関)による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

○情報の伝達のイメージ

